

令和6年度

奈良県 介護施設・事業所集団指導

令和7年2月

集団指導 プログラム

動画

1

奈良県 介護保険課

介護保険制度について 等

動画

2

奈良県 福祉医療部 総務課監査係

指導及び監査について 等

動画

3

奈良労働局

労働関係法令について 等

動画

4

介護労働安定センター 奈良支部

当法人の支援内容について 等

資料
のみ

奈良県国民健康保険団体連合会

介護報酬請求について 等

※各動画の内容は、動画作成時点の情報です。最新情報の収集をお願いいたします。

奈良県介護保険課 集団指導 プログラム

<新規施設・事業所の方へ>

1 介護保険制度について

2 施設・事業所に求められること

<全施設・事業所の方へ>

1 各種申請・届出について

2 各種報告・危機管理について

3 運営基準について

4 その他留意事項

- ・ 管理者の責務・兼務
 - ・ 経過措置が終了する事項について
 - ・ 処遇改善加算
 - ・ お問い合わせについて
 - ・ 同一建物減算
 - ・ 本県の担当部署一覧
-

1.介護保険制度について

制度の目的

加齢などを起因として要介護状態になった方に
必要なサービスを提供する

サービスとは

入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、医療的なケアなど

基本理念

介護が必要な人の
尊厳を保持し、能力に応じた**自立した日常生活**を
営むことができるよう支援すること

制度である理由

公平な負担で支える仕組み

- 誰にでも起こり得る介護問題を、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき全国民で公平に制度を支えている
- 国民は費用を公平に負担する義務を負う
- 利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付を削減すること（=**介護給付の適正化**）が求められている

行政も事業者も**持続可能な介護保険制度**を構築しなければならない

費用の負担構造（サービス費7～9割の給付分）

公費50：保険料50

公費の内訳

国25%（施設系は15%）

都道府県12.5%（施設系は17.5%）

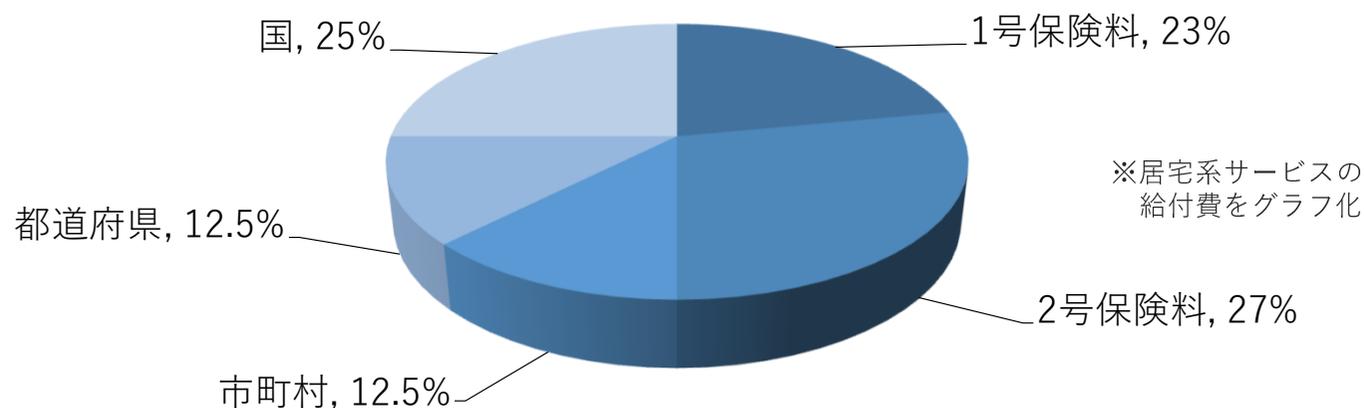
市町村12.5%

保険料の費用

1号被保(65歳以上)23%

2号被保(40~65歳未満)27%

※令和6年度



介護保険上の位置づけ

指定権者が指定（許可）する者

- 市町村（保険者）は、指定又は許可を受けた事業者から、当該市町村の被保険者がサービスを受けたとき、その費用を支給する（＝介護報酬）

サービス	指定権者
居宅サービス 施設サービス 介護予防サービス	奈良県 (事業所所在地が奈良市であれば、奈良市)
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 居宅介護支援事業所	事業所所在地市町村



**指定又は許可による権利の有効期間は6年間
6年経過するまでに更新手続きが必要**

介護保険における規制

基準の遵守・調査協力・処分

①基準の遵守

- ・ 人員基準、設備基準、運営基準等の遵守

②調査協力

- ・ 指定権者又は保険者に対する関係書類の提示
- ・ 事業所への立ち入り検査、勧告、命令等

③処分

- ・ 指定の取り消し、効力停止
- ・ 連座制の適用

事後規制

適正に運営出来ることが要件！



出来なければ規制を受ける

2.施設・事業所に

求められること

介護施設事業所に求められること①

基準の遵守

人員基準

設備基準

運営基準

適切なサービス提供の為に定められている

→守られないと...

指定取消

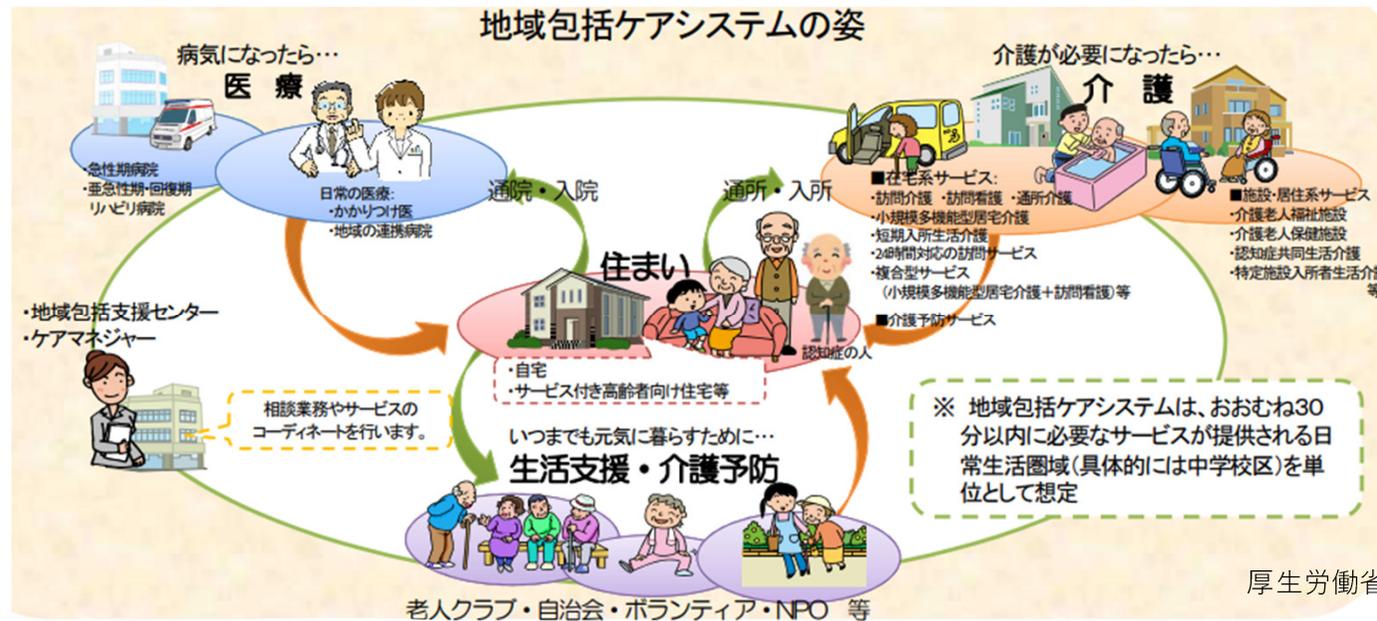
報酬返還

の可能性

※厚労省発出の通知やQ&Aを随時確認する

施設・事業所に求められること②

地域社会の一員としての役割を担う



地域のなかでの役割を意識する

地域特有のニーズを捉える

施設・事業所に求められること③

リスクマネジメント

介護事故やトラブルを防止する

日頃からの備えで 利用者、従業員、法人を守る

介護保険課 集団指導 プログラム

<新規施設・事業所の方へ>

① 介護保険制度について

② 施設・事業所に求められること

<全施設・事業所の方へ>

こちらに続きます…

1 各種申請・届出について

2 各種報告・危機管理について

3 運営基準について

4 その他留意事項

- ・ 管理者の責務・兼務
- ・ 経過措置が終了する事項について
- ・ 処遇改善加算
- ・ お問い合わせについて
- ・ 同一建物減算
- ・ 本県の担当部署一覧